

目 次

第1章 はじめに	- 1 -
1 耐震化の必要性	- 1 -
(1) 大規模地震による被害	- 1 -
(2) 建築基準法による建築物等の耐震基準	- 1 -
(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要	- 2 -
2 計画の位置付け	- 3 -
3 計画の期間	- 3 -
第2章 建築物の耐震化における現状	- 4 -
1 地震被害	- 4 -
(1) 県内で発生した主な地震被害	- 4 -
(2) 発生が想定される地震規模及び被害の状況	- 4 -
2 建築物の耐震化の状況	- 5 -
(1) 住宅耐震化の状況	- 5 -
(2) 建築物耐震化の状況	- 5 -
第3章 耐震化の課題	- 6 -
1 住宅の課題	- 6 -
(1) 県民の住宅耐震化に関する意識	- 6 -
① 住宅の耐震性に対する不安・耐震改修の意向	- 6 -
② 耐震診断の希望	- 6 -
③ 耐震改修の意向	- 7 -
④ 耐震改修の可能な自己負担額	- 7 -
⑤ 耐震改修をしない理由	- 7 -
(2) 高齢者が居住する住宅の耐震化	- 8 -
(3) 耐震診断による耐震性能の確認	- 8 -
(4) 平成12年以前に建築された住宅の耐震性	- 8 -
(5) 耐震改修工事の費用	- 8 -
(6) 低コスト耐震改修工法の普及	- 9 -
(7) 住宅耐震化総合支援メニューへの移行など耐震化の促進	- 9 -
(8) 家具の転倒防止対策及び感震ブレーカーの普及	- 9 -
2 建築物の課題	- 9 -
(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への取組	- 9 -
(2) 県有施設の対策	- 10 -
(3) エレベーター閉じ込め防止、エスカレーターの落下対策	- 11 -
(4) 特定天井の耐震化	- 11 -
(5) 非構造部材等の落下物対策	- 11 -
3 ブロック塀の課題	- 11 -
(1) ブロック塀の耐震診断義務付け	- 11 -
(2) 通学路等における危険なブロック塀の把握と対策	- 11 -
4 その他の課題	- 11 -
(1) 屋根瓦の耐震・耐風対策	- 11 -
(2) がけ崩れ等の対策	- 11 -
第4章 建築物耐震化の基本方針と目標	- 12 -
1 基本方針と役割分担	- 12 -
(1) 基本的な取り組み方針	- 12 -
(2) 役割分担	- 12 -
2 建築物耐震化の目標	- 14 -
(1) 耐震化の目標設定の考え方	- 14 -
(2) 住宅の目標	- 14 -
(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化目標	- 14 -
第5章 建築物の耐震化の促進を図るための施策	- 15 -
1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	- 16 -
(1) 耐震対策の支援事業	- 16 -

(2) 住宅耐震化の施策	- 17 -
① 住宅無料耐震診断の普及	- 17 -
② 総合支援メニューによる耐震化の促進	- 17 -
③ 所有者等の負担額軽減措置	- 17 -
④ 低コスト耐震改修工法の普及	- 18 -
⑤ 空き家の倒壊対策	- 18 -
⑥ 屋根瓦の耐震・耐風対策	- 19 -
(3) 建築物耐震化の施策	- 20 -
① 県有施設の耐震化	- 20 -
② 要緊急安全確認大規模建築物等の対策	- 20 -
③ エレベーター及びエスカレーターの地震対策の推進	- 20 -
④ 大規模空間の天井崩落対策	- 20 -
(4) コンクリートブロック塀耐震化の施策	- 21 -
① 撤去・改修の促進	- 21 -
② 木塀改修の普及	- 21 -
2 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	- 22 -
(1) 地震ハザードマップの作成・公表	- 22 -
(2) 耐震化の相談体制及び情報提供	- 22 -
(3) 耐震改修への誘導	- 23 -
(4) 自主防災組織等との連携	- 24 -
(5) 木造住宅耐震化技術者の育成及び公表	- 24 -
(6) 住宅耐震化の促進に係る相互協力に関する協定	- 25 -
(7) 非構造部材の落下防止対策	- 25 -
(8) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	- 26 -
(9) 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項	- 26 -
(10) 吹付けアスベストの飛散防止対策	- 27 -
(11) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物等被害の軽減対策	- 28 -
3 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	- 28 -
(1) 鳥取県建築物安全安心推進協議会の活動強化	- 28 -
(2) 省エネ改修と併せて行う耐震改修の実施	- 28 -
(3) 被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーターの養成・訓練	- 28 -
(4) 住宅性能表示制度の活用・普及	- 29 -
(5) 耐震改修による優遇措置の周知	- 29 -
(6) 耐震改修建築物の表彰制度	- 29 -
(7) 家具の固定及び感震ブレーカーによる地震防災対策	- 29 -
(8) 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく措置に関する事項	- 30 -
(9) 耐震化に関する認定制度等の活用	- 31 -
第6章 参考資料	- 32 -
1 用語の定義	- 32 -
2 耐震改修促進計画の改定経緯	- 32 -
3 耐震化率の推移	- 34 -
(1) 住宅	- 34 -
(2) 建築物	- 34 -
4 県内で発生が予想される主な地震	- 35 -
(1) 鹿野・吉岡断層による地震の予測結果	- 35 -
(2) 倉吉南方の推定断層による地震の予測結果	- 36 -
(3) 鳥取県西部地震断層による地震の予測結果	- 37 -
(4) F55 断層による地震の予測結果	- 38 -
5 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等	- 39 -
6 地震発生時に通行を確保すべき道路の概要	- 39 -
7 耐震化のための支援制度	- 43 -
(1) 補助制度	- 43 -
(2) 税制	- 45 -